

河津町指定ごみ袋製造業務委託仕様書

- 1 履行期間 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和8年3月31日まで。
- 2 目的 本業務は、指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）の製造及び河津町が指定する場所への配送等の業務を適正に行うことを目的とする。
- 3 業務内容 本業務の内容は指定袋の製造及び運搬等とし、詳細は次に掲げるとおりとする。

(1) 指定袋の製造は、次のとおりとする。

ア 指定袋の規格等については、別表1及び別紙1のとおりとする。

イ 指定袋の製造予定枚数は、次のとおりとする。

種 別 (可燃)	製造予定数量
S袋 (20リットル) ガゼット袋	100,800枚
M袋 (45リットル) ガゼット袋	256,000枚
L袋 (70リットル) ガゼット袋	104,000枚

なお、製造予定数量は、発注量を保証するものではない。

ウ 指定袋の外装は、次のとおりとする。

- ・ 指定袋は、種別ごとに、10枚1組で外装袋に入れること。
- ・ 外装の材質は、ポリプロピレン又はポリエチレン製とし、焼却しても有毒ガスを発生しないものとする。
- ・ 外装の形状は、平袋とする。
- ・ 外装は、無色透明とする。
- ・ 外装には品名その他河津町の指定する事項を印刷する。印刷は片面印刷で、印刷の色は紺色とし河津町と協議の上、決めるものとする。この場合において、インクは指定袋と同じものを使用すること。
- ・ 外装の寸法は別表2のとおりとし、次の事項に配慮すること。
 - 1 外装袋から中の指定袋が無理なく取り出せるように、中の袋の折り方及び取出口の位置などを適切なものにする。
 - 2 外装に取出口として、ミシン目等を付けること。
 - 3 外装の縦横の寸法は、収納物に比べ、不均衡な大きさにならないようにすること。
 - 4 指定袋が外装に入った状態で店頭等に重ねて陳列したときに、できる限り崩れにくくなるようにすること。

エ 指定袋は、河津町の指定する図案及び表示等を用いること。また、家庭用品品質表示法に基づく表示、取扱上の注意、枚数、JANコード（バーコード）等を表示すること。この場合において、JANコード(6種類)は、受託者の責任において取得すること。

オ 外装された指定袋の梱包は、次のとおりとする。

- ・ 梱包はダンボール箱又はクラフト包装とし、1箱40組とする。ただし、70リットルの指定袋については、1箱20組とする。

- (2) 指定袋の運搬等は、次のとおりとする。
- ア 指定袋を配送する場所は、浜地内（河津町商工会館）を基本とし、状況に応じて田中地内（河津町役場庁舎）または見高浜地内（旧河津町立東小学校敷地内）とする。
 - イ 注文ごとに、2週間に1回程度の納品とし、注文を受けてから1週間以内に納品すること。
 - ウ 指定袋を納品したときは、納品書を2部作成し、受注者用の納品書に受領又はサインを受けるとともに、控え用の納品書に配送担当者名を記入し、これを受領者に渡すものとする。

4 その他事項

- (1) 本業務における支払いは令和7年度からとし、5,747千円を限度額とする。また、発注者は予算上の理由により限度額を変更することができる。
- (2) 指定袋は令和7年4月1日から納品できるよう準備すること。
- (3) 受託者は当該月の納品数量を翌月の10日までに河津町へ報告すること。
- (4) 委託料は月払いとし、受託者は当該月の翌月10日までに河津町へ請求書を提出すること。
- (5) 町民より指定袋について、クレーム等があった場合は、すべて委託業者において誠意をもって対応し、必要な場合は、クレーム品を直接回収し、代替品と交換するものとする。この場合において、不良品の原因等の調査報告書及び対応結果報告書を河津町に提出すること。
- (6) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、河津町と協議し誠意をもって解決することとする。